

審査基準と標準処理期間

処 分 名	応急手当に係る見舞金支給		
根拠法令名	埼玉東部消防組合応急手当に係る見舞金支給基準	(条項)	4
基準法令名	埼玉東部消防組合応急手当に係る見舞金支給基準	(条項)	4
所 管 部 署	消防局救急課 指導係		
標準処理期間	30日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の名称【見舞金の支給基準】 ・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>(見舞金の支給基準)</p> <p>○適用要件</p> <p>バイスタンダーが偶発な事故により感染症に罹患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴い感染症に罹患した疑いがあることを埼玉東部消防組合が客観的に判断できるとき。</p> <p>○感染検査見舞金の支給</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規定する適用要件に該当するものが、感染症の検査を受けた場合に感染検査見舞金2万5千円を支給する。 <p>○留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 応急手当を実施した事実及び応急手当見舞金支給対象者、または見舞金を受け取るべきものが応急手当に係る見舞金請求書等を受領した日から30日以内に見舞金が支給されるよう手続きを行うものとする。 3 特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後遅滞なく手続するものとする。 4 生じた事故の事由によっては、見舞金の支給を認めない場合がある。 5 見舞金支給対象者の請求又は不正の事実があった場合その他埼玉東部消防組合が不正と判断した場合を見舞金は支給しない。 			
所 管 課	救急課 指導担当	処理番号	救No.4